

いじめ防止基本方針（平成30年3月改訂）

1 いじめの定義

（いじめ防止対策推進法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

<未然防止のための措置>

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、いじめ防止等対策委員会の活動が児童に容易に認識される取組を行う。

- ・学期に1回ずついじめについての研修会を行う。
 - 1学期…学校としての取組の共通理解。児童の個人写真を各学年に配布し児童理解に努める。
 - 2学期…事例研究会を行う。
 - 3学期…次年度の対応策を話し合う。
- ・マイサポーター制度や気がかりポストを活用し、常に児童の様子を把握する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論するなど、いじめ防止に資する活動を推進する。

- ・「ソーシャルスキル・トレーニング」を通して、よりよいコミュニケーションを図ることのできる能力を育てる。
- ・地域の様々な人との関わりを通して、温かい心の交流を図る。
- ・いじめについて考える児童会活動や学級活動を通して「いじめは人間として絶対に許されない

という雰囲気为学校全体に醸成する。

③ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

また、全教室等に「いじめをなくす射水市民五か条」を掲示し、日常の生活指導に活用し、心身ともに健やかな児童の育成に取り組む。

- ・児童同士の間関係を丹念に見とり、配慮が必要な児童について、理解を深め、指導に当たる。
- ・いじめる側の児童の抱えている困難や背景を理解するところから指導を始め、学校生活や家庭環境等のストレス要因を探る。
- ・個別指導等を充実させ、集団の中でも分かる喜びや学ぶ楽しさを大切にする。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるようにする。

- ・異学年交流を通して「お世話される体験」と「お世話する体験」を経験し、自己有用感を高め、自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培う。他のために役立っていることを実感できるようにする。
- ・学級活動や委員会活動で、他のためになる活動を認め、励ます。
- ・縦割り活動や学級での活動を通して、他と関わる喜びが高まるように努めるとともに、地域人材を活用した行事等を通して、自分は大切にされていると実感できるようにする。
- ・もう少しで達成できそうな目当てを設定して取り組むことで、やればできるという自信をもつことができるようにする。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

また、児童に対して、傍観者とならず、教師への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるようにする。

- ・担任自らが学級づくりへの思いを児童に語ったり、道徳教育等を通して児童自らの考えがみんなに伝わったりするように配慮する。
- ・学級での人間関係を見とり、一人一人が活躍し、認められる学級づくりを目指す。
- ・児童自身が「居心地のよい人間関係とはどのようなものか」「いじめとは何か」「なぜいじめはいけないのか」について考えることのできる環境を整えていく。また、いじめを傍観することもいじめに加わっていることと同様の行為であることへの理解を深める。

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

① 定期的なアンケート調査

- ・学期毎のアンケート調査によって、児童の悩みやいじめの状況を早期に発見し、対応していく。

② 定期的な個人面談（教育相談）

- ・学期末の教育相談週間で、クラスの児童全てと個人面談する時間を設けることにより児童理解に努めるとともに、児童自身のストレス要因等の解消に努める。

③ その他の措置

- ・担任以外にも生徒指導主事・養護教諭・教務主任等が関わり、さらに教頭、校長に報告・連絡・相談することを通して、問題が小さいうちに対処していく。

④ 家庭、地域、関係機関等との連携（情報収集）

- ・見守り隊を中心とする地域の方からの情報等を大切にし、問題の早期発見、早期対応を目指す。

(3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、速やかに当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

<いじめに対する措置>

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、教員間で直ちに情報を共有する。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・担任や生徒指導主事が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携を図るなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・「東明小学校ネット利用ルール」遵守や実態に応じた情報モラル教育を進めるとともに保護者への理解を図り、未然防止に努める。

(4) 再発防止

いじめが解消している状態（いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態）に至った上で、加害児童による被害児童に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童の心身の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態が達成される。

<再発防止のための措置>

① いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

② 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

4 いじめ防止等対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	・第1回生徒指導委員会（共通理解）	10月	・第3回生徒指導委員会（各学級の実態把握、事例研修）
5月	・Q-U調査	11月	・保護者アンケートの実施 ・Q-U調査
6月	・保護者アンケートの実施 ・学校生活アンケート（いじめ調査）の実施	12月	・学校生活アンケート（いじめ調査）の実施 ・教育相談（全員面談）
7月	・教育相談（全員面談）	1月	・第4回生徒指導委員会（各学級の実態把握、事例研修）
8月	・第2回生徒指導委員会（事例研修、2学期に向けての見直し、準備等）	2月	・学校生活アンケート（いじめ調査）の実施 ・教育相談（全員面談） ・保護者アンケートの実施
9月	・児童会による「いじめ防止運動月間」	3月	・第5回生徒指導委員会（次年度に向けての共通理解）

6 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

＜連携のための措置＞

- ・学校基本方針（いじめ防止基本方針・学校運営方針）を知らせ、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、便り等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。
- ・射北中学校区児童生徒健全育成連絡協議会にて、小中学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が地域において一体的に行われるように努める。